規則

布 す 埼 る。 玉県 自 転 車 競 走 丰 t ツ シ ユ V ス 投 票実施 規則 \mathcal{O} __ 部 を 改正 す る 規則 をここに 公

令和三年十月一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第七十三号

 \mathcal{O} 埼 部を次 玉県自転車競走キャ 埼玉県自転車競走キ \mathcal{O} ょ うに改正する ツ シ ヤ ユ ツ シ V ス ユ 投票実施規則(令和三年埼玉県規則第二十六号) V ス投票実施規則 \mathcal{O} __ 部を改正する規則

加 で える。 きる電子 第 一条中 計 算 機 次 条 そ \mathcal{O} 第 他 + \mathcal{O} 端 九 条第 末機器 _ 項第一号及び に 改め、 「にお \sqsubseteq を 「 及 び 11 て イ 0) ン 下 タ に 「こ れ ネ ツ 5 を利 を を 用

他 置 0) された投票端末機器 第二条中 端末機器」に改める。 「キ ヤ ツ シ を使用 ユ V ス 投票端末機」 L 又 は イ ン タ を 「競輪場若し ネ ツ トを利用 < できる電子計算機そ は 場外 車券売場内 に $\overline{\mathcal{O}}$ 設

に 11 関 第 はする法 四条第二項中 又は 律 そ (平成 \mathcal{O} 11 暗 ず +れ 証番号」 一年法律第百二十 か を 加 \mathcal{O} える。 下 に 及 八号) び識別符号 第二条第二項に規定する識別 不正 ア ク セ ス行為の 符号を 禁止等

車 券売場 第 +九 条第 内に 設 項 第 置 され 一号中 た投票端末 \neg キ ヤ 機器」 ツ シ ユ に V 改 ス投票端 \otimes る 末 機 を 「競輪場若し は

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年十月一日から施行する。

(埼玉県自転車競走電話投票実施規則の一部改正

2 埼玉 県自 転車競走電話投票実施 規 則 (昭 和六十二年 埼 玉 県 規 則 第 八 +___ 号 \mathcal{O}

一部を次のように改正する。

 \mathcal{O} V ユ 四に ス V 投 一条中 ス 投 票実施規則 お 票 て 「規定する電子決済投票」 を 「キ 加 える ヤ 令 ツ 和三年 シ ユ レ 埼玉県規 ス 投票規 則 \mathcal{O} 則第二十六号。 下 12 と 11 \neg う。 及び埼 $\overline{}$ 第 第四条第四号及 玉県自転 _ 条に 規定する 車 競走 び 丰 第十 丰 t ヤ ツ ツ シ シ ユ

を 玉 県規 第四 条第 則 t 第二 ツ 四号 シ +ユ 中 六 V 号。 ス 「埼玉県自転車競走キ 投 第十 票規 則 条 \mathcal{O} に 四に 改める。 お 1 ヤ て ツ キ シ t ユ V ツ ス シ 投 ユ 票 V 実施規 ス 投 票 規 則 則」という。)」 (令和三年埼